

中国税務速報

2013年11月20日

●1 技術譲渡所得の企業所得税減免に関する公告

国家税務総局は10月21日付で、「技術譲渡所得の企業所得税減免の関係問題に関する公告」（国家税務総局公告2013年第66号）を公布しました。

技術譲渡収入に算入できる技術コンサルティング・技術サービス・技術トレーニング収入とは、譲渡側譲受側に譲渡技術を勉強・使用させ、産業化を実現するために提供する必要な技術コンサルティング・技術サービス・技術トレーニング収入をいい、同時に以下の条件を満たさなければなりません。

- 技術譲渡契約に約束されたこと。
- 技術コンサルティング・技術サービス・技術トレーニング収入と技術譲渡収入を一括で受け取ること。

当該規定は2013年11月1日より施行されることとなります。過去の分に対して遡及調整は行いません。

<http://www.chinatax.gov.cn/n2226/n2271/n2272/c476895/content.html>

●2 租税協定相互協議手続き実施弁法の公布

国家税務総局は9月24日付で、「租税条約相互協議手続き実施弁法」（国家税務総局2013年第56号）を公布し、相互協議手続きの目的、適用範囲、開始の申立条件と流れなどを説明しました。相互協議の事項は、租税条約の事項に限定されますが、租税条約の適用範囲を超え、且つ二重課税をもたらす、又は一方若しくは双方の利益に重大な影響を与える場合、中国の所轄当局と締約相手国の同意を得た上で、相互協議を行うこともできます。

中国居住者は、次の状況に該当する場合、相互協議手続きの開始を申し立てることができます。

- ①居住者の身分の認定について異議がある場合
- ②恒久的施設の判定、そこに帰属する利益及び損金算入に異議がある場合
- ③各項所得又は財産に対する課税・免税及び適用税率に異議がある場合
- ④租税差別になった場合
- ⑤租税条約のその他条項に対する理解及び適用に争議があり、自ら解決できない場合
- ⑥その他

申請者は、関連租税協定の規定される期間内において、省レベルの税務機関に対し、相互協議手続き開始の申立を書面で申請しなければなりません。

当該弁法は2013年11月1日より施行されることとなります。

<http://www.chinatax.gov.cn/n2226/n2271/n2272/c456711/content.html>

●3 上海自由貿易試験区の輸入税に関する通知の交付

財政部、税関総署、国家税務総局は10月15日付で、「中国（上海）自由貿易試験区の関係輸入税収政策に関する通知」（財関税〔2013〕75号）を公布しました。

この通達により、試験区内の企業が生産・加工し、国内と試験区の境界線を経由し、国内で販売される貨物に対し、規則に従って輸入増徴税と消費税が徴収されます。

また、試験区内の生産企業と生産型サービス企業が輸入する必要な機器・設備などの貨物に対し、免税とされます。なお、貨物輸入の税收政策を厳格に執行することを前提として、特定区域において保税の展示取引プラットフォームを設立することができます。

当該規定は 2013 年 9 月 29 日より施行されることとなります。

http://gss.mof.gov.cn/zhengwuxinxi/zhengcefabu/201310/t20131024_1002727.html

●4 上海市職工基本医療保険弁法の公布

上海市人民政府は、2013 年 10 月 14 日付で「上海市職工基本医療保険弁法」（滬府令 8 号）を公布しました。弁法により、在職中の従業員の医療保険の納付基数が本人の前年の平均月給とし、本人の前年の平均月給が前年の上海市平均月給の 300%を上回った場合、超過した分は、基数に含まないとします。一方、前年の上海市平均月給の 60%を下回った場合、前年の上海市平均月給の 60%を納付基数とします。また、在職中の従業員はその納付基数の 2%を基本医療保険費として納付すべき、定年になった個人は基本医療保険費を納付する必要はありません。当該弁法は 2013 年 12 月 1 日より施行されることとなります。

<http://www.shanghai.gov.cn/shanghai/node2314/node2319/node12344/u26ai37349.html>

●5 輸出還付（免税）申告弁法の調整について

国家税務総局は 2013 年 10 月 15 日付で、「輸出還付（免税）申告弁法の調整に関する公告」（国家税務総局公告 2013 年第 61 号）を公布し、より一方申告及び審査の効率を向上させ、輸出税還付を加速させるために、輸出還付（免税）の申告弁法を調整しました。

「公告」により、企業は貨物・労務を輸出する場合、又は増値税ゼロ税率のサービスを提供する場合、正式に輸出還付（免税）を申請する前に、現行の申告弁法に基づき、所轄税務局に予備申告を行う必要があります。所轄税務局が予備申告の検証を行った後に、正式な申告を行います。

当該弁法は 2014 年 1 月 1 日より施行されることとなります。

<http://www.chinatax.gov.cn/n2226/n2271/n2272/c476818/content.html>

●6 営業税から増値税への移行におけるクロスボーダーサービス免税及びパイロット時期税金清算について

上海市国家税務局は 2013 年 10 月 29 日付で、「営業税から増値税への移行におけるクロスボーダーサービス免税及びパイロット時期税金清算に関する問題の公告」（上海市国家税務局公告「2013」3 号）を公布し、免税を享受できる条件及び申請資料を列挙しました。

公告により、納税者がクロスボーダー免税を申請する場合、当期の増値税申告をする前に、所轄税務機関にて免税届出申請をしなければなりません。所属期間が 2013 年 11 月以降の収入に関し、届出手続きをしなければ、増値税の免税を享受できません。

また、2012 年 1 月 1 日から 2013 年 10 月 31 日までの期間クロスボーダーサービス収入を受け取った納税者が 2013 年 12 月 31 日までに所轄税務機関に清算資料を提出しなければならないで、2013 年 10 月 31 日までの契約の届出も一括的に所轄税務機関に届出を申請することが要求されました。

http://www.csj.sh.gov.cn/pub/xxgk/zcfg/zzs/201310/t20131029_405050.html